

ケアプランセンター なごみ

指定居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第一条 有限会社 なごみの部屋が開設する事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第二条 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
3. 事業の提供に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行うものとする。
4. 事業の運営に当たっては市、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

（事業の名称等）

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ケアプランセンター なごみ
- （2）所在地 山形県米沢市門東町2丁目8番38号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第四条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 主任介護支援専門員 1名（常勤・兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援事業の提供にあたるものとする。
- （2）介護支援専門員 常勤1名以上
介護支援専門員は、事業所に対する指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整及び介護サービス計画作成に係る業務により指定居宅介護支援の提供に当たる。
- （3）事務職員 1名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第五条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 連絡先 営業日、営業時間内 0238(22)7557

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第六条 指定居宅介護支援事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 課題の把握
- (2) サービスの選択に必要な情報の提供
- (3) 介護サービス計画原案作成
- (4) サービス担当者との連絡調整
- (5) 介護サービス計画に対する利用者の同意
- (6) サービス実施状況の継続的な把握及び評価
- (7) 介護保険施設等への紹介
- (8) 要介護認定の申請等に係る援助

(利用料等)

第七条 指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。申請支援、居宅介護サービス計画作成費については、利用者その家族から一切の費用負担は行わない。

(通常の事業の実施地域)

第八条 通常の事業の実施地域は、米沢市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第九条 事業所は、利用者の虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
2. 虐待防止のための指針を整備します。
3. 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施するものとする。
4. 虐待防止等のための責任者を設置するものとする。
5. 虐待の恐れがある行為を行った職員に対し、周囲が気づいたときは、管理者に知らせる、又は利用者が苦情受付にすぐ連絡できるよう事前に連絡先を知らせなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ

るものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体的拘束等に関する事項）

第十一条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。

2. やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

（衛生管理等）

第十二条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第十三条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年4回
2. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社 なごみの部屋と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。 令和2年9月1日 一部改正

令和3年2月1日 一部改正 令和3年3月22日 一部改正 令和3年4月1日 一部改正

令和5年9月1日一部改正 令和6年1月1日一部改正 令和7年1月1日一部改正

令和7年2月17日一部改正